

佐久市議会基本条例・条例解説

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）

第4章 行政との関係（第7条―第12条）

第5章 議会運営（第13条・第14条）

第6章 議会の機能強化（第15条―第20条）

第7章 政務活動費（第21条）

第8章 議員定数及び政治倫理（第22条・第23条）

第9章 最高規範性と見直し手続（第24条・第25条）

第10章 補則（第26条）

附則

地方自治体の役割と責任が増す中で、地域主権を担うための機能が地方議会に求められ、その役割、責務の重要性がますます問われている。

佐久市議会（以下「議会」という。）は、佐久市民の代表機関として、市民の意思を市政に的確に反映させる使命が課せられているが、その使命を果たすためには更なる議会の機能の強化が求められている。

議会は、時代の変化を着実に捉え、多様化する市民の意思を把握するため、その持てる機能を十分に果たさなければならない。

ここに、議会は、議員の自己研鑽と資質の向上に努め、執行機関に対する監視機能の強化、政策立案及び政策提言能力の向上、議員間討議の活性化、積極的な情報の公開等の弛まぬ努力により、執行機関との持続的な緊張関係を保持し、健全な二代表制を確立するとともに、地方自治の進展を図り、市民の負託に全力で応えるため、本条例を制定する。

【解説】

ここでは、前文として条例制定の背景及び必要性並びに佐久市議会の目指すべき方向性をうたったものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地域主権の時代に相応しい議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な役割、行動指針等について、基本的な事項を定めることにより、市民（市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。以下同じ。）の負託に的確に応え、市勢の進展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、この条例が規定している内容の概要を示し、条例制定の目的を明らかにするために定めたものです。

前文において掲げた議会の目指すべき方向性を受けて、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項等を定めることにより、議会の活性化を図り、さらに、市民の負託に応え、市勢の進展及び市民福祉の向上に寄与することを最終的な目的として定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、透明性及び独立性を重んじ、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会活動について、市民に対する情報公開に努め、説明責任を果たし、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 提出された議案について、是是非非の姿勢で審議及び審査を行うこと。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務について、監視機能を果たすこと。
- (4) 市民の意思を市政に的確に反映させるため、独自の政策立案、条例制定等を行うこと。
- (5) 市民の議会に対する信頼性を高めるため、議会改革を行うこと。

【解説】

本条は、前条に掲げる目的を達成するため、議会の基本的な活動原則を定めたものです。

○第1号は、議会は、市民に対して議会活動の状況等の積極的な情報公開に努め、市民への説明責任を果たし、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うことを定めています。

○第2号は、議会は、市民から負託された議事機関として、その議決責任の重

さを認識し、提案された議案（条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定、その他市政運営の基本的事項の議決など）について、是是非非の姿勢で審議及び審査を行うことを定めています。

○第3号は、議会は、議会審議などを通じて市長等の執行機関による市政運営の監視機能を果たすことを定めています。

○第4号は、議会は、市民との意見交換会など、様々な機会を通じて市民の意思を把握し、その意思を市政や議会運営に反映させるため、委員会や会派、議員個人の活動を通して、独自の政策の立案、条例の制定等の政策提言を行うことを定めています。

○第5号は、議会は、市民の議会に対する信頼を高めるため、市民の意思や社会情勢を的確に捉え、常に議会の果たすべき役割を検証しながら、継続的な評価、改善を行うなど、議会改革を行うことを定めています。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- （1）議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を行うこと。
- （2）市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握すること。
- （3）自己の能力を高める不断の研鑽に努め、市民の代表者として相応しい活動を行うこと。
- （4）議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

【解説】

本条は、前条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議会を構成する議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めたものです。

○第1号は、議員は、議会が言論によって物事を決める場、合議制機関であることを認識し、議員間の活発・自由な議論を行なうことを定めたものです。

○第2号は、議員は、市民の意見を市政に反映させるため、多岐にわたる市政の課題や市民の様々な意見、要望を把握することを定めています。

○第3号は、議員は、常に研修や研究に努め、市民の代表として相応しい活動をすることを定めています。

○第4号は、議員は、議会における活動について、市民への説明責任を果たすことを定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案及び政策提言等に努めるものとする。

【解説】

本条では、会派とは何か、また、その役割について定めています。

○第1項は、議員は、議員活動を行うために会派を結成できることを定めています。

○第2項は、会派は、政策を中心とした同じ理念を持つ議員で構成し、政策集団として政策立案や政策提言などに努めることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。

2 議会の会議（全員協議会及び会派代表者会議を除く。）は、公開とする。会議の公開について必要な事項は、別に定める。

3 議会は、市民等の専門的又は政策的識見等をその審議に反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見、法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を十分に活用するよう努めるものとする。

4 議会は、市民への説明責任を果たし、市民の意見を的確に把握するものとする。

【解説】

本条は、議会への市民参加や市民との連携について定めています。

○第1項は、議会は、市民の意見を市政に反映させるため、議会報告や意見交換会の場を設けるなど、市民参加の機会の確保に努めることを定めています。

○第2項は、議会は、透明性の確保等の観点から、全員協議会や会派代表者会議、秘密会とする場合などを除き、本会議ほか委員会など、議会が開催する会議については、公開とすることを定めています。なお、会議の公開に関しては、別に詳細を定めることとしています。

○第3項は、議会は、市民等及び識見者の意見を議案等の審議に反映させるため、専門的知見、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めることを定めています。

【専門的知見の活用】

議会における議案の審査及び地方公共団体の事務の調査に関して専門的知見の活用が必要となった場合に、議会が第三者に一定の調査研究を行ったうえで報告を求めることができます。

【公聴会制度】

議会が、一定の事項について判断、決定するとき、広く利害関係者や識見者等の意見を聴き、参考とすることをいいます。地方議会においては、予算その他重要な議案に関して、公聴会を開催することができます。公聴会では、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように配慮します。

【参考人制度】

議会が、地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めるとき、審査の参考とするため、利害関係者や識見者等の第三者に参考人として出席を求め、意見を聴くことをいいます。

○第4項は、議会は、市民に対し説明責任を果たし、様々な形で市民の意見を的確に把握することを定めています。

(情報公開及び広報広聴の充実)

第6条 議会は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）の規定による公文書の開示請求に対し、実施機関として適切な対応を行うとともに、議会が保有する情報の提供に努めなければならない。

2 議会は、広報紙、ウェブサイトその他の多様な媒体を用いて情報を発信し、及び市民の意見の把握に努めなければならない。

3 議会は、議会活動を市民に直接報告及び説明をし、積極的な情報提供に努めるとともに、議会活動や市政に対する意見等を直接聴取し、市民と意見交換する機会を年1回以上設けるものとする。

【解説】

本条は、議会が保有する情報の公開及び議会に関する広報・広聴活動について定めています

○第1項は、議会も情報公開を実施する機関の一つとして、市民の知る権利を保障し、佐久市情報公開条例に基づき適切な対応をするとともに、議会が保有する情報の提供に努めることを定めています。

○第2項は、議会は、議会だよりやウェブサイト（議会ホームページ）・ケーブルテレビ等の多様な媒体を通じて情報を提供し、市民の意見の把握に努めることを定めています。

○第3項は、議会は、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保するため、議会自らが地域に出向き、直接市民に対し議会で行われた議案等の審議及び審査内容等を報告・説明するなど議会活動に関する情報を提供するとともに、議会活動や市政運営に対する市民の要望や意見を聴き、市民との意見交換をする議会報告・意見交換会などの機会を年1回以上行なうことを定めています。

第4章 行政との関係

（議会と市長等との関係）

第7条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行うものとする。

【解説】

本条は、議会と市長等との基本的な関係について定めたもので、議会は、二元代表制の下、市長との立場及び機能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しながら、事務の執行の監視及び評価などを行うことを定めています。

（議員と市長等との関係）

第8条 議員及び市長等は、本会議における質問答弁及び質疑応答について、一問一答方式で行うことにより、その緊張関係の保持に努めるとともに、論点の明確化を図るものとする。この場合において、議員の質問等に対し答弁する者は、議長の許可を得て、別に定めるところにより反問できるものとする。

2 前項後段の規定は、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）における質疑応答について準用する。この場合において、同項後段中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

【解説】

本条は、議会審議における議員と市長等との関係について定めたものです。
○第1項は、議員と市長等は、本会議における一般質問・代表質問及び議案質疑において、一問一答方式で行うことにより、緊張関係の保持に努めるとともに、論点を明らかにすることを定めています。また、市長等は、本会議において、議員の質問に関し、議長の許可を得て、論点を明確にし、議員と執行機関

の活発な議論を図るため、反問としてその質問趣旨の確認、質問の意図及び考え方などを質問することができることを定めています。なお、反問に関しては、別に詳細を定めることとしています。

○第2項は、市長等は、委員会において、本会議と同様に議員の質問に関し、委員長の許可を得て、反問として質問することができることを定めています。

(政策等の形成過程の説明要求)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会の審議における論点を明確化するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 市民参加の有無とその内容
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点、争点等を明らかにし、執行後においては、政策評価に資する審議と具体的改善点の指摘に努めるものとする。

3 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催するものとする。

4 議会は、決算について、決算の概要等について市長等から説明を受けるため、決算説明会を開催するものとする。

【解説】

本条は、市長等に議会審議に必要な事項について明らかにすることを定めています。

○第1項は、議会は、市長が提案する重要な政策等に対し、議会の審議における論点を明確化するため、政策等の発生源等7項目について明らかにするよう市長等に対し、求めることを定めています。これにより、議論の透明性の確保及び論点の明確化が図られ、提出される政策等の信頼性・正当性が高まります。

○第2項は、議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、議会で十分議論することはもちろんですが、事業等の目的、効果、財源措置等の情報を明らかにするよう市長等に求め、その政策等が着実に執行されているかどうかを議会として検証し、決算審査において、その政策評価に対する評価と具体的な改善

に向けての指摘に努めることを定めています。

○第3項は、議会は、当初予算について、議会での審議が深まるよう、予算編成方針及びその内容等について、市長等からの説明を受けるため、説明会を開催することを定めています。

○第4項は、議会は、決算について、議会での審議が深まるよう、決算概要等について、市長等からの説明を受けるため、説明会を開催することを定めています。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策立案及び政策提言を行うものとする。

【解説】

本条は、議会は、条例や予算等の議案をはじめ、市の政策について、議会としての対案や修正案の提案、決議等の手法により、市長等に対し政策立案及び政策提言を行うことを定めています。

(議決事件)

第11条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、別に定めるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 佐久市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。
- (2) 憲章の制定、変更又は廃止に関する事。
- (3) 都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事。
- (4) 姉妹都市又は友好都市の提携に関する事。

【解説】

地方自治法第96条第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができると規定されています。本条では、これを受けて、本市議会では、既に別に定められているものを除き、議会が議決しなければならない議決事項を条例で定めています。

なお、地方自治法第96条第1項では、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件(議決事項)が挙げられています。

(議決事項の追加)

第12条 議会は、法第96条第2項の規定により、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができる。

【解説】

本条は、地方自治法第96条第2項の規定により、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができることを定めています。

第5章 議会運営

(議会運営)

第13条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公平かつ公正で効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

3 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的な議会運営を行わなければならない。

【解説】

本条は、議会運営に関する基本原則について定めたものです。

○第1項は、議会は、言論の場、合議制の機関として、様々な考えを持っている議員同士が積極的に議論し、その議論を尊重し公平で公正、効率的な議会の運営に努めることを定めています。

○第2項は、議長、副議長等の選出など議会内構成を行なう場合は、会派代表者会議等において日程、選出方法など、その経過を明らかにすることを定めています。

○第3項は、議長は、議場の秩序保持や議事整理など、大きな権限を有していることから、議長の責務として、全議員に対し、中立・公正な立場でその職務を行なうとともに、民主的な議会運営を行なうことを定めています。

(委員会)

- 第14条 常任委員会は、市政の課題に対応して迅速に開催し、その機能を十分に発揮するように運営しなければならない。
- 2 特別委員会は、議会活動及び市政の課題に対応するため、特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。
- 3 委員会は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表し、市民に対して分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 4 請願者又は陳情者からの議長への申出により、委員会における請願又は陳情の審査において、当該請願者又は陳情者は趣旨説明を行うことができる。趣旨説明について必要な事項は、別に定める。

【解説】

本条は、委員会運営に関する基本原則について定めたものです。

○第1項は、常任委員会は、市政の課題に対応して迅速に開催するとともに、委員会の持つ専門性を活かして運営することを定めています。

○第2項は、特別委員会は、議会活動や市政の課題に対応するため、特に必要がある場合には、その目的達成のために特別委員会を設置し、特別委員会の持つ専門性を活かして運営することを定めています。

○第3項は、委員会は、審査に当たり資料等を積極的に公表し、会議を傍聴している市民に対して分かりやすい議論を行なうよう努めることを定めています。

○第4項は、議会への市民参画の機会として、請願者、陳情者からの希望により、請願、陳情の審議に際し、請願、陳情の趣旨を理解するために趣旨説明の機会を設けることができることを定めています。なお、趣旨説明に関しては、別に詳細を定めることとしています。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

- 第15条 議会は、市民の代表機関として、二元代表制の一翼を担う役割を十分に果たすため、市長等の事務執行に関する監視及び評価機能並びに政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図るものとする。

【解説】

本条は、議会は、市民の代表機関として、二元代表制の一翼を担う役割を十分に果たすため、市長等の事務執行に関する監視と評価機能並びに政策立案と政策提言に関する機能の強化を図ることを定めています。

(調査機関の設置)

第16条 議会は、議会活動及び市政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、議決により、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。この場合において、必要があると認めるときは、調査機関の構成員に議員を加えることができる。

2 前項の調査機関の設置について必要な事項は、別に定める。

【解説】

本条は、議会は、議会内に調査機関を設置できることを定めたものです。

○第1項は、議会が、本条例第5条中の地方自治法第100条の2の規定による専門的知見の活用を除いた、議会活動及び市政の課題に関する調査のために必要があるときは、議会の議決により、有識者等で構成する調査機関を設置することができることを定めています。なお、必要があると認めるときは、調査機関の構成員に議員を加えることができることを定めています。

【調査機関】

議会活動及び市政の課題に関する調査のために設置する機関で、有識者等に専門的な調査・検討をさせることにより、議会の審査機能の向上を図ることを目的としています。調査機関がその調査を行い、議会に対して報告することにより、議会活動や議会審議の参考にしようとするものです。

○第2項は、調査機関の設置に関しては、別に詳細を定めることとしています。

(議員研修)

第17条 議会は、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上のために、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

【解説】

本条は、議会において充実した審議を行なうことができ、議会が議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るために、議員の研修の充実強化を図ることを定めています。

(政策討論会)

第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を図るため、政策討論会を開催する。政策討論会について必要な事項は、別に定める。

【解説】

本条は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員同士が自由闊達な議論を行い、議会として共通認識の醸成を図り、合意形成を図るために政策討論会を開催することを定めています。なお、政策討論会に関しては、別に詳細を定めることとしています。

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力を高めるため、議会事務局の機能を強化するとともに、組織体制の整備を図るものとする。

【解説】

本条は、議会及び議員の政策形成や立案能力の向上のため、その活動を補助する議会事務局の機能を強化するとともに、組織体制の整備をする必要があることから定めたものです。

(議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

【解説】

本条は、議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図り、調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、議会図書室の図書・資料等の充実に努めることを定めています。

第7章 政務活動費

(政務活動費)

- 第21条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部であり、有効に活用するものとする。
- 2 佐久市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第248号）の規定により、政務活動費の交付を受けた会派は、議員による政策研究及び政策提言が確実に実行されるよう、政務活動費の適正な執行に努めなければならない。
- 3 議会は、別に定める基準により、政務活動費の収支報告書を公開する。

【解説】

本条は、政務活動費の有効活用、使途や透明性の確保について定めたものです。

○第1項は、会派及び議員は、政務活動費が調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部であることを認識し、有効に活用することを定めています。

○第2項は、佐久市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により、政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、議員による政策研究、政策提言が確実に実行されるよう、政務活動費の適正な執行に努めることを定めています。

○第3項は、議会は、政務活動費が公費でまかなわれていることから、その使途についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、基準に基づき収支報告書の公表を義務付けたものです。

第8章 議員定数及び政治倫理

(議員定数)

- 第22条 議員定数の改正に当たっては、議会に課せられた使命を検証するとともに、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案し、市民の意見を聴取するものとする。
- 2 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにして委員会又は議員から提出するものとする。

【解説】

本条は、議員定数の改正の考え方について定めたものです。

○第1項は、議員定数の改正に当たっては、議会に課せられた使命を検証する

とともに、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案し、市民に改正案を公開して意見を聴くことを定めています。

○第2項は、議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、改正に至った検討経過等を明らかにして委員会又は議員から提出することを定めています。

(政治倫理)

第23条 議員は、市民全体の代表者として市民の信頼に応えるとともに、その人格と倫理の向上に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

【解説】

本条は、議員としての倫理観と姿勢について定めたものです。

○第1項は、議員は、市民全体の代表であることを常に自覚し、市民の信頼に応えるとともに、その人格と倫理の向上に努めなければならないことを定めています。

○第2項は、本議会では、佐久市議会議員の政治倫理に関する条例により、議員としての責務と政治倫理基準を定めております。

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

【解説】

本条は、本条例が議会における最高規範であることを明らかにしています。

○第1項は、議会に関する他の条例・規則等を制定や改廃する場合においては、議会の最高規範であるこの条例との整合を図ることを定めています。

○第2項は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙後に条例の研修を行なうことについて定めています。

(見直し手続)

第25条 議会は、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条の定めにより、議会は、市民の意見や社会情勢の変化などを十分考慮し、この条例の検討を行い、必要に応じて見直して、改正などの措置を講じていくこととなります。

第10章 補則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることを意味しています。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。